

湯沢市結婚生活スタート応援事業補助金交付要綱

平成29年11月 7 日

告示第112号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号）に定めるもののほか、国が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（以下「国要綱」という。）及び秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課関係補助金等交付要綱（平成29年 7 月 6 日付け秋田県あきた未来創造部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく、結婚生活スタート応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、結婚に伴う新生活に係る経費の一部を補助することにより、新婚世帯の負担を軽減し、もって少子化対策の強化に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 補助金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）の属する年度（以下「対象期間」という。）の前年度の1月1日から対象期間の末日までにおいて、婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 前年度受給世帯 対象期間の前年度に補助金の交付決定を受けた世帯をいう。
- (3) 住居費 婚姻を機に市内で新たに住宅を購入又は賃借する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料について生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第3号の住宅扶助その他の公的制度による補助を受けている場合にあってはその全額を、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当の額を除くものとする。
- (4) 住宅のリフォーム費用 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫、車庫並びに外構の工事に係る費用及

び家庭用電気製品の購入並びに設置に係る費用については除くものとする。

(5) 引っ越し費用 婚姻を機に市内に引っ越しをする際に要した費用のうち、引っ越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。

(6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(7) 講座受講等 国、地方公共団体、医療機関又は民間事業者等が実施する、次のいずれかに該当する講座等の受講、動画の視聴及び相談であって、申請年度に実施したものをいう（オンラインによるものを含む）。

ア ライフデザイン支援に関するもの

イ プレコンセプションケアに関するもの

ウ 妊娠又は出産に関する相談

エ 家事又は育児の分担に関するもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新婚世帯であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 申請日において、夫婦の双方又は一方が、住居費、住宅のリフォーム費用又は引っ越し費用（以下「住居費等」という。）に係る住宅の所在地を住所として市の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 婚姻日において、夫婦のいずれもが39歳以下であること。

(3) 夫婦のいずれもが、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。ただし、対象期間内において補助限度額の範囲内で再度申請を行うときは、この限りでない。

(4) 申請日の属する年の前年の夫婦の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が500万円未満であること。ただし、申請日において貸与型奨学金の返還を現に行っている場合は、所得金額を証する書類をもとに算出した世帯の所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

(5) 申請日において、夫婦のいずれもが市税及び上下水道料金を滞納していないこと。

(6) 夫婦の双方が講座受講等を行っていること。ただし、家事又は育児の分担に関する講座等については、その内容や参加対象者を踏まえ、市長が認めるときは、夫婦のいずれか一方の受講等をもって当該要件を満たすものとする

ができる。

(7) 前号の規定に関し、自治体側の事情により申請時において講座等の準備が整わない場合又は申請の時期その他の事情により当該年度内に講座受講等を完了することが困難であると市長が認める場合は、講座受講等の予約若しくは宣誓をもって要件を満たすものとする。この場合において、受講完了後、速やかに受講状況が確認できる書類その他市長が必要と認める資料を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度受給世帯のうち、交付を受けた補助金の額がその上限に満たなかった世帯については、交付決定を受けた年度の翌年度に限り補助対象者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象期間において補助対象者が支払った居住費等とする。

2 前項の場合において、結婚日より前に要した住宅の購入費及び住宅のリフォーム費用にあっては、結婚日から起算して1年以内に婚姻を機として要した経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額とし、婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合にあっては60万円を、それ以外の場合にあっては30万円を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項に規定する前年度受給世帯へ交付する補助金の額は、補助対象経費の総額の10分の10以内の額とし、前年度における補助金の上限から前年度に交付を受けた額を差し引いた額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚生活スタート応援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 夫婦の所得金額を証する書類
- (2) 婚姻後の戸籍謄本
- (3) 夫婦の住民票の写し
- (4) 住宅を購入した場合にあっては、当該住宅の売買契約書及び領収書等の写し
- (5) 住宅を賃借している場合にあっては、当該住宅の賃貸借契約書及び領収書等の写し
- (6) 住宅をリフォームした場合にあっては、当該住宅のリフォームに関する工事請負契約書又は請書の写し及び領収書等の写し
- (7) 引っ越しをした場合にあっては、当該引っ越しに係る領収書等の写し
- (8) 新婚世帯に被雇用者である者がいる場合にあっては、住宅手当支給証明書（様式第2号）
- (9) 新婚世帯に貸与型奨学金の返済を行っている者がいる場合にあっては、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し
- (10) 住居費に係る公的制度による補助を受けている場合にあっては、補助額が分かる書類の写し
- (11) 講座受講等に関する申告書兼誓約書（様式第3号）
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 第4条第2項の規定による前年度受給世帯が補助金の交付を受けようとするときは、前項第1号、第2号、第3号及び第11号の書類については、これを省略することができる。

3 第11条の規定により資格認定の決定を受けた者にあっては、第7条第1項第1号、第2号及び第3号の書類については、これを省略することができる。

（交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書等の提出があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、結婚生活スタート応援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、申請者が第4条に規定する要件を満たさないと認めたときは、結婚生活スタート応援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示に違反する行為があったとき。

(資格認定の申請)

第10条 第4条第1項の要件を満たす者のうち、当該年度に第7条第1項の申請を行うことが困難な者であって、翌年度に補助金の交付を受けようとする者は、結婚生活スタート応援事業補助金資格認定申請書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 夫婦の所得金額を証する書類

(2) 婚姻後の戸籍謄本

(3) 夫婦の住民票の写し

(4) 新婚世帯に貸与型奨学金の返済を行っている者がいる場合にあっては、当該奨学金の返済額が分かる書類の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(資格認定の決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、資格の認定の可否を決定し、結婚生活スタート応援事業補助金資格認定決定(却下)通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年11月7日から施行する。

(この告示の見直し)

2 この告示は、国要綱及び県要綱の見直しの状況等に応じ必要な見直しを行うものとする。